

# 記載例

## 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部  
(1部は正本、ほかはコピーでもよい)

公職の候補者等個人から政治団体の代表者宛ての書類となる。

令和〇〇年7月6日

政治団体の名称 ちば一郎後援会

代表者の氏名 千葉 一郎

公職の候補者等が書類を作成した日  
(当該政治団体が国会議員関係団体に該当しなくなった日以降の日付となる)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、記載する住所は公職の候補者等個人のものとなる。  
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

氏名  
(※通称名不可)

千葉 一郎

千葉

住所  
(※団体の事務所でない)

千葉市中央区市場町1-1

団体の印ではなく、公職の候補者等個人の印であること。

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和〇〇年7月1日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

### 《備考》

- この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。
- 提出部数は全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい。